USPTO、PTAB 審理開始決定に対する長官レビュー申請期限を延長

2026 年 7 月 2 日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTO は、6 月 29 日、特許審判部（PTAB）における当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）の審理開始決定に対する長官レビューの申請期限を延長する旨公表[1]した。

PTAB における審理開始決定に不服がある場合の長官レビューの申請は、正当な理由があると認められない限り、当該決定から 14 日以内に行うこととされているところ[2]、その期限が決定から 30 日以内へと延長されることになる。

USPTOによれば、今般の運用変更の背景には、本年6月に先例（Precedential）指定された長官レビュー決定[3]がある。本事件では、PTAB において IPR の審理開始決定があった後に、並行提起されていた特許権侵害訴訟において審理対象の特許請求項が全て無効と判断されたことを理由として、USPTO 長官により審理開始決定が覆された。

USPTO は、この長官レビューの申請期限について、並行提起されている訴訟との関係で、必要な場合には例外的に更なる延長を許容すると説明している。具体的には、係属中の並行訴訟において全ての請求が却下された場合、審理対象の特許請求項が全て無効と判断された場合、Sotera 合意（stipulation）[4]が破棄された場合などが、この例外的な場合に含まれると説明されている。

当事者は、上記の例外的な場合に該当すると考える場合、申請期限の延長を正当化し得る事情について 3 文以内で概略記載した上で、電子メールを USPTO に送付することにより申請することができる[5]。

（以上）

---

[1] USPTO updates Director Review process to extend the deadline for decisions
[2] 37 C.F.R. §42.71(d), §42.75(c)(1)
[3] Light & Wonder, Inc. v. Evolution Malta Ltd. (IPR2025-01072)
[4] IPR で提起した、または合理的に提起することができた請求の理由について、並行する訴訟手続において争わない旨の合意。
[5] 脚注 3 参照